

農業経営基盤強化促進基本構想

令和3年10月

(一部変更 令和5年9月)

栃木県矢板市

基本構想策定の考え方

1 基本構想策定及び見直しの趣旨

国は、平成4年6月に「新しい食料・農業・農村施策の方向」を公表し、その具体策の一環として、平成5年8月に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）を施行した。これにより「明日の農業を担う経営体を育成する仕組み」が整備され、経営規模の拡大や生産方式の合理化等経営の改善を図ろうとする農業者に対する支援措置が強化された。

矢板市では、平成7年1月、法に基づき、目指すべき農業経営や農業構造を明確化し、農業経営基盤の強化に資する基本構想を策定し、法改正等に伴い随時見直しを行い、農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用する等、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の利用集積を進めてきた。

なお、本基本構想の計画期間は、令和3年10月から10年間とする。

2 基本構想の役割と性格

本基本構想は、法の趣旨に沿って、育成すべき農業経営の基本的指標や農用地の利用集積に関する目標を明らかにすることにより、本市における農業経営基盤の強化を促進するものである。

（附記）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行に伴い、本基本構想の一部変更を令和5年9月に行う。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市農業の概要及び目標

矢板市は、高原山系の南側に位置し市北西部の大半が山林によって占められている。市中央部を流れる内川とその支流、東部を流れる箒川・江川、更に南部を流れる荒川沿岸にまとまった耕地が広がっている。しかし、その他の耕地の大部分は、山間部に入れ込んだ形で存在している。肥沃な大地と豊富な水に恵まれ、土地利用型農業が中心となっており、北部地域では果樹栽培や中山間地を利用した酪農等が行われている。現在は露地野菜等への作付け転換も推進している。

耕地面積は、市総面積の17.5%に当たる2,980haであり、耕地面積の担い手への集積率は令和2年度末現在、63.1%である。2015年と2020年の農林業センサスによると、総農家数は1,163戸から947戸へ、販売農家数は894戸から682戸へと減少している。

近年、全国的に農業の担い手不足が深刻化しており、本市の総農家数も減少しているものの、本市農業の中心的な担い手である認定農業者数は、横ばいで推移している。また、土地利用型農業を中心とした大規模農家が法人化する事例もあり、将来的な地域の担い手としての期待が高まっている。一方、中山間地域では、農地の基盤整備がされていないことや有害獣被害が多いこと等の複合的な要因により、担い手に集積されずに遊休化する農地が増加している。

今後は、地域計画（地域計画策定前には、実質化された人・農地プラン）を踏まえ、更には市町や農業団体等からの出資による法人の設立等、地域農業を持続的に支える仕組みづくりを推進し、併せて、農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

2 具体的施策の目標

今後10年間を見通し、育成すべき農業経営体の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実現に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の目標

魅力とやりがいのある農業を実現するため、農業者の創意と工夫により、地域の他産業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営の目標を

次のとおりとし、その育成を図る。

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2,000時間
年間農業所得	580万円

イ 効率的かつ安定的な農業経営体の目標を達成するための取組

アで目標とする農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うことができるよう、認定農業者の確保・育成、女性の農業経営への参画支援を重点的に行い、実効を上げるために次の取組を推進する。

- ・目標とする農業経営体の確保及び育成のための活動強化
- ・目標とする農業経営体の育成のための支援措置の重点化
- ・家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請の促進
- ・農地中間管理機構の活用促進
- ・その他農用地利用集積のための支援措置の充実

(2) 地域農業を広範囲で維持する担い手の確保・育成

担い手の確保が見込めない地域の営農継続を図るため、地域計画（地域計画策定前には、実質化された人・農地プラン）を踏まえて、農業法人の設立や地域との調和に配慮した企業の農業参入を進める。また、こうした担い手の育成に加え、担い手をサポートする仕組みづくりを進めるため、地域住民の意向を十分に把握し、農地や水路の維持管理活動への参加を促す。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市の青年に係る新規就農の状況については、令和2年の青年新規就農者は7人であり、近年の青年新規就農者数は、おおむね横ばいである。こうした中、本市農業の持続的な発展に向け、青年新規就農者を年間10人以上確保することを目標とする。なお、近年増加傾向にある雇用就農者についても、引き続き支援の対象とし、その確保を目指す。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

地域のおもな産業従事者や優良な農業経営体の事例と均衡する労働時間（主たる従事者1人あたり年間総労働時間2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ所得（主たる従事者1人あたり年間農業所得200万円以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

矢板市ホームページにおいて、農業を始めたい方への情報を一元化し、発信する。また、農地については矢板市農業委員会や矢板市農業公社、栃木県農地中間管理機構との連携を強化する。更に、技術・経営面については、栃木県塩谷南那須農業振興事務所や塩野谷農業協同組合の協力を得ながら重点的な指導を行うことにより、将来的には認定農業者となるよう継続的に支援する。

女性農業者の確保に向けては、女性団体の活動等をとおしてロールモデルとなる女性農業者の情報を発信し、農業・農村への関心を高める。更に、雇用就農の受皿となる経営体を増加させるため、優良な個人経営体等の法人化を積極的に推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営体が、第1の2の(1)のアに示した目標の達成を可能とする農業経営の指標を、次のとおり示す。

モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水 稲 + 麦 + 大 豆	<作付面積> 水稲 10.0ha 麦 8.0ha 大豆 8.0ha <経営面積> 18.0ha	<資本装備> ・トラクター (50ps、70ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (6条刈) 1台 ・シーダー (麦・大豆) 各1台 ・大豆コンバイン 1台 <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 2 水 稲 + う ど	<作付面積> 水稲 6.0ha うどん 4.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (30ps、50ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・園芸用パイプハウス2,400㎡ <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・うどんは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 3 水 稲 + ね ぎ	<作付面積> 水稲 6.0ha ねぎ 4.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (30ps、50ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・ねぎ剥機、根葉切機、堀取機 一式 <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・生産性向上に向けたねぎ機	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

		械化体系の導入 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用		
No. 4 いちご	<作付面積> いちご 0.4ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス4,000㎡ (自動換気・炭酸ガス発生装置、電照設備) ・夜冷施設、空中採苗施設一式 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 5 トマト	<作付面積> トマト(冬春) 0.55ha <経営面積> 0.55ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・低コスト耐候性ハウス 5,500㎡ (かん水施設、電気施設) <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 6 水稲 + 露地野菜	<作付面積> 水稲 10.0ha 露地野菜 4.0ha ※たまねぎ、キャベツ、レタス、にんじん等 <経営面積> 14.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps、50ps) 各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・露地野菜栽培用機械 一式 <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・年間労働時間の均平化 ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 7 りんご	<作付面積> りんご 2.5ha <経営面積> 2.5ha	<資本装備> ・トラクター(35ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・予冷库 1坪 <その他> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による作期分散と生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 8 ぶどう	<作付面積> ぶどう 1.0ha <経営面積> 1.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 ・マザーファン 40台 ・ぶどう、果樹棚 1ha ・パイプハウス、かん水施設 各6,000㎡	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

<p>No. 9</p> <p>スプレー菊</p>	<p><作付面積></p> <p>スプレー菊 0.4ha</p> <p><経営面積></p> <p>0.4ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps) 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・選花機 1台 ・冷蔵庫 2坪 ・栽培用低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、自動薬剤散布装置、温風暖房機) 4,000㎡ ・親株用低コスト耐候性ハウス 400㎡ <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性向上 	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</p>
<p>No. 10</p> <p>水稲 + りんどう</p>	<p><作付面積></p> <p>水稲 10.0ha りんどう 0.4ha</p> <p><経営面積></p> <p>10.4ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps, 50ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン (4条刈) 1台 ・園芸用パイプハウス 4,000㎡ <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥はRC、CE利用 ・りんどうは単価が高い時期に出荷する ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用 	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</p> <p>・適切な労務管理の実施</p>
<p>No. 11</p> <p>酪農</p>	<p><飼養頭数等></p> <p>経産牛 30頭 育成牛 8頭 飼料作物 10.0ha</p> <p><経営規模></p> <p>経産牛 30頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 (バンクリー方式) 400㎡ ・パイプラインミルクカー一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター (50ps, 80ps) 各1台 ・モアコンディショナー、ボトムブラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシン等 自給飼料生産機械 一式 各1/4台 ・経産牛 30頭 ・堆肥舎 1基 ・尿だめ 1基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う 	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用による休日制の導入</p>
<p>No. 12</p> <p>水稲 + 肉専用種繁殖</p>	<p><飼養頭数等></p> <p>水稲 10.0ha 飼料作物 6.0ha 繁殖牛 25頭</p> <p><経営規模></p> <p>水稲 10.0ha 繁殖牛 25頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50ps, 70ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・牛舎 270㎡ ・フレールモア、テッターレーキ、ロールベラー等 飼料作物栽培機械 一式 ・堆肥舎 1基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥はRC、CE利用 ・スマート農業技術導入による 	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</p>

		る生産性向上 ・作付参考値に基づく生産		
No. 13 肉専用種 肥育	<飼養頭数等> 肥育牛 80頭 飼料作物 6.0ha <経営規模> 出荷肉牛 48頭	<資本装備> ・牛舎 800㎡ ・トラクター(50ps) 1台 ・テッダーレーキ、 ロールペラー等 稲わら収集用機械 一式 ・堆肥舎 1基 <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 14 養豚	<飼養頭数等> 繁殖豚 80頭 <経営規模> 出荷肉豚 1,778頭	<資本装備> ・トラクター(50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・種雄豚 5頭 ・母豚 80頭 ・自動給餌器 一式 ・種豚舎 220㎡ ・妊娠豚舎 120㎡ ・分べん豚舎 270㎡ ・子豚舎 130㎡ ・肥育豚舎 600㎡ ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

- (注) 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は、標準的な家庭経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1～2人とした。また、保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。
- 2 水稲、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 15 水稲 + 麦 + 大豆	<作付面積> 水稲 25.0ha 麦 20.0ha 大豆 20.0ha <経営面積> 45.0ha その他作業受託	<資本装備> ・トラクター(60ps) 3台 ・田植機(8条植) 3台 ・自脱型コンバイン(6条刈) 2台 ・ブームスプレーヤ 2台 ・フォークリフト 1台 ・麦用シーダー 2台 ・大豆用シーダー 3台 ・大豆用コンバイン 2台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。
- 2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営体が、第1の2の(3)のイに示したような目標の達成を可能とする農業経営の指標を、次のとおり示す。

青年等が目標とすべきモデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水 稻 + 麦 + 大 豆	<作付面積> 水稲 3.0ha 麦 2.0ha 大豆 2.0ha <経営面積> 5.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・シーダー(麦・大豆) 各1台 ・大豆コンバイン 1台 <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・麦、大豆の二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 2 水 稻 + う ど	<作付面積> 水稲 3.0ha うどん 1.0ha <経営面積> 4.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・園芸用パイプハウス 400㎡ <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・うどんは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 3 水 稻 + ね ぎ	<作付面積> 水稲 3.0ha ねぎ 0.5ha <経営面積> 3.5ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・育苗用ハウス 300㎡ ・ねぎ剥機、根葉切機、堀取機 一式 <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・生産性向上に向けたねぎ機械化体系の導入 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

No. 4 いちご	<p><作付面積> いちご 0.15ha</p> <p><経営面積> 0.15ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス1,500㎡ (自動換気・炭酸ガス発生装置、電照設備) ・夜冷施設、空中採苗施設一式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 5 トマト	<p><作付面積> トマト 0.2ha</p> <p><経営面積> 0.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・低コスト耐候性ハウス 2,000㎡ (かん水施設、電気施設) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 6 水稲 + 露地野菜	<p><作付面積> 水稲 3.0ha 露地野菜 1.0ha ※ たまねぎ、 キャベツ、 レタス、にんじん等</p> <p><経営面積> 4.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・露地野菜栽培用機械一式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥はRC、CE利用 ・年間労働時間の均平化 ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 7 りんご	<p><作付面積> りんご 0.7ha</p> <p><経営面積> 0.7ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・予冷库 1坪 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による作期分散と生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 8 ぶどう	<p><作付面積> ぶどう 0.4ha</p> <p><経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・マザーファン 15台 ・ぶどう、果樹棚 0.4ha ・パイプハウス、かん水施設各2,400㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 9 スプレー菊	<p><作付面積> スプレー菊 0.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・選花機 1台 ・保冷库 1坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

	<p><経営面積> 0.2ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> 栽培用低コスト耐候性ハウス（保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、自動薬剤散布装置、温風暖房機） 2,000㎡ 親株用低コスト耐候性ハウス 200㎡ <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> スマート農業技術導入による生産性向上 		
No. 10	<p><作付面積></p> <p>水 稲 3.0ha + りんどう 0.2ha</p> <p><経営面積> 3.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> トラクター（30ps） 1台 田植機（4条植） 1台 自脱型コンバイン（3条刈） 1台 園芸用パイプハウス 2,000㎡ <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥はRC、CE利用 りんどうは単価が高い時期に出荷する 作付参考値に基づく生産 雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 適切な労務管理の実施
No. 11	<p><飼養頭数等></p> <p>酪 農</p> <p>経産牛 20頭 育成牛 5頭 飼料作物 5.0ha</p> <p><経営規模> 経産牛 20頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリー方式） 300㎡ パイプラインミルクカー一式 バルククーラー 1台 トラクター（50ps、80ps） 各1台 モアコンディショナー、ボトムブラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等 自給飼料生産機械 一式 各1/4台 経産牛 20頭 堆肥舎 1基 尿だめ 1基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用による休日制の導入
No. 12	<p><飼養頭数等></p> <p>水 稲 5.0ha + 肉専用種繁殖</p> <p>水 稲 5.0ha + 飼料作物 3.0ha 繁殖牛 15頭</p> <p><経営規模> 水 稲 5.0ha 繁殖牛 15頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> トラクター（50ps、70ps） 各1台 田植機（4条植） 1台 自脱型コンバイン（3条刈） 1台 牛舎 220㎡ フレールモア、テッダーレーキ、ロールバラー等飼料作物栽培機械 一式 堆肥舎 1基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥はRC、CE利用 スマート農業技術導入による生産性向上 作付参考値に基づく生産 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 13	<p><飼養頭数等></p> <p>肉専用種肥育</p> <p>肥育牛 40頭 飼料作物 3.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎 400㎡ トラクター（50ps） 1台 テッダーレーキ、ロールバラー等稲わら収集用機械 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

	<経営規模> 出荷肉牛 24頭	一式 1基 <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保		
No. 14 養豚	<飼養頭数等> 繁殖豚 40頭 <経営規模> 出荷肉豚 902頭	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・種雄豚 3頭 ・母豚 40頭 ・自動給餌器 一式 ・種豚舎 110㎡ ・妊娠豚舎 60㎡ ・分べん豚舎 140㎡ ・子豚舎 70㎡ ・肥育豚舎 300㎡ ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

(注) 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は、標準的な家庭経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1～2人とした。また、保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。

2 水稻、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 15 水稻 + 麦 + 大豆	<作付面積> 水稻 10.0ha 麦 5.0ha 大豆 5.0ha <経営面積> 15.0ha その他作業受託	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン (4条刈) 1台 ・ブームスプレーヤ 1台 ・フォークリフト 1台 ・麦用シーダー 1台 ・大豆用シーダー 1台 ・大豆用コンバイン 1台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・乾燥はRC、CE利用 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適正な労務管理の実施

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業振興事務所、農業協同組合をはじめとした関係機関及び関係団体等と連携して研修、指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等に取り組む。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修・交流会の実施等の支援に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達の支援に取り組む。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して取り組む。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新

規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携

市は、関係機関と連携し、新規就農者の確保・育成に取り組む。

(1) 就農相談に関する連携

就農に向けた情報提供及び就農相談に関することについては、主に農業公社、農業振興事務所、農業経営・就農支援センター等と連携して取り組む。

(2) 経営・技術及び営農指導に関する連携

経営・技術に関することについては、主に農業公社、農業振興事務所、農業経営・就農支援センター、農業協同組合、農業士、女性農業士と連携して取り組む。

(3) 農地の確保に関する連携

農地の確保に関することについては、主に農業委員会、農業公社、農地中間管理機構と連携して取り組む。

(4) 個々の集落（地域計画の作成区域）との連携

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりに取り組む。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業委員会及び農業協同組合等と連携して、区域における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要な支援に取り組む。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標
おおむね80%

(注) 集積目標には、基幹的農作業（水稻については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、は種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標を、次のとおりとする。

経営形態	営農類型	育成経営体数の目標	令和3年7月時点
個別経営体	1 水稻+麦+大豆	60	71（水稻のみを含む）
	2 水稻+うど	10	4
	3 水稻+ねぎ	10	6
	4 いちご	20	18
	5 トマト	8	6
	6 水稻+露地野菜	30	23
	7 りんご	10	9
	8 ぶどう	1	1
	9 スプレー菊	5	3
	10 水稻+りんどう	4	1
	11 酪農	4	4
	12 水稻+肉専用腫繁殖	20	20
	13 肉専用種肥育	2	2
	14 養豚	3	3
組織経営体	15 水稻+麦+大豆	5	3
合計		192	178（その他4含む）

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

矢板市の平たん部では、水稻・野菜を中心とする土地利用型農業が盛んであり、認

定農業者等への農地の利用集積が進んでいる。また、中山間地域では、水稻を主体とする土地利用型農業に加え、果樹栽培や畜産業が盛んである。しかし、農業従事者の高齢化や担い手に集積されずに遊休化する農地の増加が懸念されている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。その対策として、担い手育成・確保に取り組むとともに、各地域の「地域計画（地域計画策定前にあつては、実質化された人・農地プラン）」に基づき、地域内の農業を担う者（地域計画策定前にあつては、実質化された人・農地プランの中心経営体）への農地集積・集約を促進する必要がある。地域内の農業を担う者（地域計画策定前にあつては、実質化された人・農地プランの中心経営体）への農地集積・集約にあつては、農地中間管理事業を活用し、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けるなど、地域ぐるみの取組が重要である。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地情報の共有化に努める。それに加えて、地域の農用地の利用集積の対象を明確化し、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

矢板市は、栃木県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針に定められた方向に即しつつ、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

- ・ 地域計画推進事業
- ・ 利用権設定等促進事業（地域計画策定までの経過措置に限る）
- ・ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業
- ・ 農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に関する事業
- ・ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、稲作、園芸作物等の繁忙期を避けて設定する。

(2) 協議の場の情報提供の方法

幅広い農業者の参画を図るため、市の広報やホームページへの掲載に加え、チラシの作成や、関係機関への協力その他必要な方法で情報提供を行う。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するように努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(4) 相談窓口

市は、参協議の場の参加者等から、協議事項に係る問い合わせへの対応を行う。

(5) 地域計画の区域の基準

市農業上の利用が行われる農用地の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基礎とし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってなお農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(6) 地域計画の策定の進め方

市地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか確認する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に並び、それぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

【個人】

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d 農業経営に主として従事すると認められる農業従事者がいること。
- e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地の所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成農業者又は人・農地プランの中心経営体であること。

【農地所有適格法人】

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 農業経営に主として従事すると認められる常時従事者たる構成員がいること。

(イ) 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

- a その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

- a その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、a に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができる。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受け

る場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が、法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

(ア) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(イ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができる。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限る。

カ アからオまでに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 矢板市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 矢板市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは、農用地利用集積計画の手続を進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 矢板市は、(5)の申し出その他の状況から、農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めたときは、その都度農用地利用集積計画を定める。

イ 矢板市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるように努める。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 申出及び要請

ア 矢板市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、矢板市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 矢板市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農

用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 矢板市は、(5)のアの規定による矢板市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 矢板市は、(5)のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ 矢板市は、ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定を受けようとする者の申出があった場合には、矢板市農業公社において利用権設定等の調整を行い、その調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 矢板市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定める。なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定める。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

矢板市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利

を有する者全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。

(9) 公告

矢板市は、矢板市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を矢板市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

矢板市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

矢板市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 矢板市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

イ 矢板市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、矢板市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 矢板市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を所定の手段により公告する。

エ 矢板市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

矢板市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び

農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項について、実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を矢板市に提出して、農用地利用規程について矢板市の認定を受けることができる。

イ 矢板市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 矢板市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を矢板市の掲示場への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されていないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなどが農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定める。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 矢板市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利

用規程」という。) で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 矢板市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 矢板市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、矢板市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

矢板市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及促進

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

矢板市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得る相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

矢板市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 矢板市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、生産性を向上させるとともに、担い手に農地の集積・集約化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営体を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 矢板市は、地区の農地に適した収益性の高い露地野菜等の導入を支援する

ため、各種支援事業を実施する。

ウ 矢板市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮する。

(2) 矢板市担い手育成総合支援協議会を中心とした連携

矢板市農業委員会、塩野谷農業協同組合、矢板市農業公社、栃木県塩谷南那須農業振興事務所、栃木県農業共済組合塩谷支所は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、矢板市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努め、矢板市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月29日一部改正

別紙 1 (第 5 の 2 (1)カ関係。地域計画策定までの経過措置に限る。)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定を受ける場合は、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2（第 5 の 2 関係。地域計画策定までの経過措置に限る。）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間はおおむね 3 年以上（農業者年金制度関連の場合は、10 年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分に考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので行うとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので行われる借賃の支払等の定めは、農業委員会が別に定める農地法第 20 条第 1 項ただし書の承認基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画の定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に関する農用地を返還するに際し、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わずして返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申出に基づき、矢板市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</p>	Iの③に同じ	Iの④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。 この場合において、Iの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍の類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権の移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続を経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>ただし、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金の定めるところによるものとする。</p>